

参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和三十六年三月二日(木曜日)

午前十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
成瀬 糖治君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
堀原 茂嘉君
西川甚五郎君
林屋龜次郎君
堀 末治君
前田 久吉君
山本 米治君
荒木正三郎君
大矢 正君
木村福八郎君
清澤 俊英君
原島 宏治君
須藤 五郎君

政府委員

総理府総務長官 藤枝 泉介君
総理府特別地 大竹 民彦君
城連絡局長 石原 周夫君
大蔵省主計局長 木村常次郎君
事務局側 常任委員 会専門員

説明員

大蔵省主税局 塩崎 潤君
税制第一課長 大蔵省主税局 志場喜徳郎君
税制第二課長

本日の會議に付した案件

○沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○通行税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員会を開きます。

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取することにいたします。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま議題となりました沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

政府は、沖縄住民の福祉向上について、日米協力のもとに努力いたして参

りたいと存じておりますが、本法案は、農業技術の改良及び本邦と沖縄との間の電気通信の改善に関し、沖縄に援助を与えることに關するものであります。

まず、農業技術の改良に関する援助について申し上げますと、今日琉球政府は農業の改良を重要施策の一つとしておられます。沖縄の経済は逐年発展充実に国民所得は増加をいたして参っており、そのうちに占める農業所得の割合は、むしろ減少の傾向を示し、主要食糧等も年々多額の輸入を要する状態に置かれております。

政府といたしましては、すでに、日本本土の農業技術者を沖縄に派遣する等その農業技術の改良に援助を与えて参りましたが、今回琉球政府は那覇市に模範農場を設置する計画を立て、これに關する援助を要請して参りました。

政府はこの要請にこたえ、当分の間この農場に対し技術者を派遣常駐せしめるとともに、農業技術の改良普及に必要な物品を譲与し、これによつて住民の福祉向上に協力いたして参りたいと計画し、必要な経費を昭和三十六年度予算に計上いたしてゐる次第であります。

次に、本邦、沖縄間の電気通信の改善に關する援助について申し上げますと、現在、本邦、沖縄間の通信は、門前迅速な処理に事欠く実情にあり、これが質的、量的改善はかねてから要望されてゐた次第であります。一方、昭和

三十四年末以来、沖縄においてテレビ放送が開始されるに及んで、本土からのなまテレビ中継路の設定は住民の熱望するところとなつております。しかしながら、沖縄側においては、単独の資力でこれが解決をはかることが困難な關係から、琉球政府及び琉球電信電話公社は援助の要請をいたして参りました。

政府及び日本電信電話公社は、この要請にこたえて、本邦、沖縄間の通信の改善をはかり、あわせて沖縄にも本土テレビの中継を可能にするため、沖縄側に必要とする電気通信設備を琉球電信電話公社に譲与し、それによつて沖縄の政治、経済、文化の発展に協力いたしたいと存じ、必要な経費を昭和三十六年度予算に計上してゐる次第であります。

従いまして、琉球政府が那覇に設ける模範農場に対して農業技術の改良及び普及に必要な物品を譲与することができ、権限を政府が持ち、また、琉球電信電話公社に対して本邦、沖縄間の通信の改善に必要な通信設備を譲与する権限を政府及び日本電信電話公社が持つため、政府については財政法第九条の規定の特例を定めるとともに、日本電信電話公社についてはその実行を可能ならしめる措置を講ずる必要があるのであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(大竹平八郎君) 続いて、補足説明をこの際聴取いたします。

○政府委員(大竹民彦君) 若干の補足を御説明申し上げます。

今年度、昭和三十五年度におきまして、政府が沖縄に対して援助をいたしております状況を最初に申し上げます。○委員(佐野廣君) 琉球政府が建設した施設につきまして、琉球政府の模範農場を建設いたしましたにつきまして、それに援助を与えていくという計画、それから本土と沖縄の間の通信施設につきまして援助を与えていくこ

来年度におきましては、計画として予算に載せておりますのは、ただいま申しましたような事はそれぞれ引き続いて行なっていくつもりでございます。この法案に關係をいたして参ります一つは、モデル農場を琉球政府が建設いたしましたにつきまして、琉球政府の模範農場を建設いたしましたにつきまして、それに援助を与えていくという計画、それから本土と沖縄の間の通信施設につきまして援助を与えていくこ

ろ。それから、この法案には関係ございせんが、医療方面の援助を強化していきたいという考え、あるいは沖縄の学生に對しまして育英資金を贈与いたしまして教育に協力をいたしていきたい、あるいは沖縄におきましては終戦時非常にたくさんの方々がお亡くなりなれたわけでございまして、今日まで日本の援護法あるいは恩給法、こういうものを適用して参りましたけれども、なおこれらの法律に従来載つておられないものがございます。そういうものに對しまして、ある程度の見舞金を差し上げたい、こういう計画も持っております。あるいは沖縄から東京その他内地に來て勉強いたしております学生のために旅費を對して提供したい、こういう計画も持っております。これらの経費は合算しまして約四億七千万円程度になつておるのでございまして、今年度の約四千万円に比べますと、四億三千万円程度の増額を見込んでおるというところになるわけでございまして、と、ところで、お手元にございまして法案の關係でございまして、先ほど申しましたように、一つは琉球政府が建設いたす予定になつております模範農場に對する援助でございまして、最初にこの点を申し上げます。

現在の琉球政府といたしましては、農業改良をいたすためにいろいろな研究指導の施設をすでに持つておられます。沖縄島内におきましては数カ所の農業指導所というものを建設いたしておるのとはございまして、さらにこの際、あわせまして模範農場を作つて、これを全沖縄に普及をさせていきたい。そのためには日本の農業技術をぜひ導入して、その成果を広く沖縄

に住民に展示していきたいという要望でございまして、大体、規模といたしましては、五町歩程度の模範農場の経営をする予定でございまして、そのうち水稲を経営いたしますのが大体二町歩、残りの三町歩は畑にしていきたい、こういう計画のように承知しております。御案内のように、沖縄におきましては、主要の農産物は水稲が一番多いのでございまして、そのほかサトウキビ、カンショでございまして、それから同じカンショでございまして、イモでございまして、それから大豆、こういった種類のものがございまして、それらの沖縄で現に栽培されております主要作物を畑地に植えて経営していく、こういう計画でございまして、

琉球側におきましては、これらに要しますところの土地あるいは建物、あるいは灌漑施設というふうなものは自己負担いたすわけでございまして、技術面での指導を政府に要望いたして参つております。政府といたしましては、専門の農業技術者をこの農場に派遣をすると同時に、また農業経営に必要な農機具でございまして、種子、肥料、こういった種類のものをここに提供していきたいと考えておるわけでございまして、この計画の効果を上げますためには、およそ五カ年程度の援助を計画いたしておるのでございまして、すべての所要経費の見積もりといたしましては、大体一億一千万円程度というふうに考えております。五年間で一億一千万円程度、そのうち今日大体予想しておりますのは、約六千万円程度が先方の負担、五千万円程度が政府の負担というふうに考えておるのでございまして、初年度経費といたしまして

は、政府が負担いたします分が約千三百万円、琉球政府が負担いたします分が、約四千四百万円、この程度の考えを持つております。農業経営をいたしまして、この成果を広く琉球の、沖縄の島民に示していきたい、こういう考えでございまして、

次に、第二点の通信施設の譲与に關する事柄を申し上げます。現在本土と沖縄との間の通信は、短波無線電信並びに短波無線電話、こういったもので行なつておるわけでございまして、東京、那覇、あるいは福岡、那覇というふうな回線がございまして、これはしかし逐年の需要の増大にこたえかねまして、すでに手薄になつておりました、相当の待ち時間がかかるというふうな状況になつておつたわけでございまして、かねてからこれを改善したいという要望があつたわけでございまして、ことに一昨年の暮れ、昭和三十四年の暮れに沖縄側にテレビ放送局が完成いたしました。続きまして、また昨年の中ごろに第二番目の放送局が完成いたしました。これに伴ひまして、沖縄側といたしましては、ぜひ内地のテレビのなま中継を見たいものだという要望が非常に高まつて参つてきたわけでございまして、今日ではこちらのフィルムを飛行機で送つておるわけでございまして、十分要求を満たしておらないわけでございまして、これらのかねてからの改善の要望、特にテレビ關係を早く見たいというふうな要望が電報なりまして、日本政府に對する援助の要請、あるいは日本電電公社に對する援助の要請という形で出てきたわけでございまして、この際政府並びに日本電電公社といたしましては、相協力いたし

まして、必要な通信施設を沖縄側に譲与したい、これが第二番目の計画でございまして、

譲与を受けますものは、沖縄側にございまして琉球電電公社というのがございまして、これが沖縄におきましては公衆電氣通信を一手に経営いたしております。ちょうど日本の電信電話公社と類似した機關、組織でございまして、これに對して日本政府並びに日本電電公社から施設を譲与するという計画でございまして、所要経費といたしましては、総額が大体三億六千万円程度になつておるわけでございまして、負担の区分といたしましては、日本政府の負担分が一億八千万でございまして、日本電信電話公社の負担分が一億三千万でございまして、それから琉球電電公社が負担いたしますのが四千百万円、こういう負担区分になつております。

○清澤俊英君 これはドルか円か、どつちなんですか。両方言つていられるから、わからない。

○政府委員(大竹民隆君) 円でございまして、円で申し上げております。一億八千万円、一億三千万円、四千百万円。これは完成いたしますまでに二年間を予定しておりますので、本年度経費といたしましては、政府負担分が一億八千万のうちの九千七百万円を予算で計上いたしておりますと同時に、また、残りの、総額一億八千万円につきましては債務負担行為をお願いしておる、こういう關係になつております。

○委員(大竹平八郎君) 質疑は後日に譲ります。

○委員(大竹平八郎君) 次に、産業投資特別会計法の改正を改正する法律案の補足説明を聴取することにいたします。

○委員(大竹平八郎君) 速記をとめて。

○委員(大竹平八郎君) 速記をつけ。

○政府委員(石原周夫君) この産業投資特別会計法の改正でございますが、条文は、ごらんをいただきますように、非常に簡単でございまして、附則第十五項に、三百五十億円を三十五年間で一般会計から繰り入れる、こういう形のものでございまして、御承知のように、昭和三十一年度におきまして同趣旨の資金繰り入れをいたしまして、それが現存いたします附則の第十二項、第十三項、十四項はその後におきまして一般会計から繰り入れました金額でございまして、今回の第十五項をもちまして三十一年度繰り入れ現在なくなつております資金の補てんをいたす、こういうことの規定でござい

ます。御承知のように、産業投資特別会計は自主自弁の建前でございますのでありますから、一般会計から繰り入れます場合は、一ぺん一ぺん法律の規定をもちまして繰り入れをいたすというので、従来の通りであります。この実施につきましては、先ごろ三十五年度補正予算をもちまして、いわゆる補正第二号として御可決になりましたものでございまして、法文といたしまして御説明申し上げます以上でございます。

○委員(大竹平八郎君) 質疑は後日に譲ります。

○委員(大竹平八郎君) 質疑は後日に譲ります。

○委員(大竹平八郎君) 質疑は後日に譲ります。

○委員(大竹平八郎君) 質疑は後日に譲ります。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、法人税法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、有価証券取引税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、地方道路税法の一部を改正する法律案を順次補足説明を聴取することにいたします。

○説明員(塩崎潤君) 前回、私どもの局長から税制改正案の全貌につきまして御説明申し上げたところでございますが、私から法律案につきまして補足的に御説明申し上げたいと思っております。お手元に御配付してございますところの所得税法の一部を改正する法律案新旧対照表、法人税法の一部を改正する法律案新旧対照表、有価証券取引税法の一部を改正する法律案新旧対照表、通行税法の一部を改正する法律案新旧対照表、この四本が私どもの所管でございますので、私からこの新旧対照表について便宜御説明申し上げます。なお、揮発油税法、地方道路税法につきましては、私どもの税制二課長から御説明申し上げます。

まず、第三条の十二号が二ページに修正されてございます。これは法人税法の改正に伴いまして所得税法の非課税法人の範囲が変わってくるわけでございます。法人税法の要綱におきましては、非出資の商工組合を五条一項法人にいたしまして、収益事業部分だけ課税する、こういうふうな扱いをしておりまして、これに伴いまして所得税法もさういうふうな扱いをして、商工組合は調整事業を主とするものと

それ以外の経済事業を主とするものと二つございまして、今のところでは、商工組合と名がつかずと全部九条七項法人といたしまして、全額益金、全額損金という普通の法人税法の課税方式になっておりますが、経済事業を営まないで調整事業を主とするものは酒造組合等と同様と考えられますので、収益事業のみを課税する五条一項の公益法人にしようじゃないかというのであります。その改正は法人税法の改正で行なわれるのであります。所得税法もそれを受けまして、その一部改正法で改正いたしましたものが三条の十二号でございます。

その次は第六条の非課税所得でございます。これは御存じのように、有価証券の譲渡所得課税の問題をこの際一部改正しようとするものでございまして、昭和二十八年に所得税法が改正されまして、有価証券の譲渡所得が非課税とされたのでございます。しかしながら、そのときにおきまして、御存じのように、継続的な有価証券の取引につきましては、これは非課税となる有価証券の譲渡ではないということ、解釈によりまして事業所得であるたのでございまして、つまり、有価証券の譲渡所得の非課税の趣旨が健全なる証券市場の育成にある、かように考えられたのでございまして、そのときから現在までの経過に顧みまして、ここに六号のイロハ、これに規定してありますような有価証券の譲渡はただいま申し上げましたところの有価証券の譲渡所得の非課税の中に入れては適当ではない、こういう考え方で整理をしようとするものでございまして、一般

的には非課税ではございますが、次のものは課税になる。四ページをあげていただきます。四ページのイロハ、「継続して有価証券を売買することによる所得で命令で定めるもの」、これは現在解釈におきまして、継続的に取引を行なうものにつきましては、先ほど申し上げましたように、事業所得であるいは雑所得として課税する、こう言っております。税務の扱いにおきまして継続的に取引を行なうものは何かという一つの推定基準をいたしまして、有価証券の保有期間が六ヶ月未満であり、取引回数が年五十回かつ二万五千株以上であるものにつきましては、継続取引に該当するものというふうに推定しておりますが、今申し上げましたような通達あるいは行政上の運営でさういった課税、非課税の区分をして参りますことはなかなか困難な問題でございまして、今回はこの非課税譲渡と課税譲渡との間の区別を政令によって明らかにしたい。この限界をどこに置きますかは、なお関係部局とも詳細に検討して参りたい、こういうふうに考えております。その範囲は命令で定めることにいたします、こういう趣旨でござい

口は、これは株式の買い占めによる譲渡所得でございます。これも先ほど申し上げました健全なる証券市場の育成という趣旨からの非課税譲渡には当然成るといふ趣旨から、株式の買い占めにつきましては非課税譲渡に該当しないというふうにしなさいという規定でございまして、本来ならば大部分の継続取引になるものが多いわけでございますが、そこは行政上の変革も考慮

いたしまして、買い占めに該当いたします場合には、今申し上げましたような継続取引の基準に該当しなくとも、課税してもいいではないかという考え方でございまして、内容は「同一銘柄の有価証券を相当数買い集め、その所有者たる地位を利用して、当該有価証券をその発行法人若しくはこれと特殊な関係を有する者に対し、又これらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより売却することによる所得」、しかもその所得は自分が人為的に作り出したところの相当大きい所得でござい

ます。その範囲をどのように限定いたしますか、なお証券取引規則等におきましてこの買い占めの範囲との調整その他もございまして、なお詳細につきましては命令で規定する、こういうことになっております。

その次は六ページをございまして、御存じかも知れませんが、昭和二十八年以来個人の有価証券の譲渡所得が非課税になりましたのでございまして、その趣旨は、先ほど申し上げましたように、証券市場の健全なる育成にあるのでございまして、ところが、有価証券の譲渡を利用いたしまして、その他の譲渡所得が逃げるという抜け穴が相当広範に見られる。一番典型的な例は土地を売却する。御存じのように、土地の譲渡所得は、最近非常に値上がり激しいのでございまして、これは十五万円控除いたしますが、その半額を普通の所得の方に繰り合いたして課税することとなっております。従いまして、土地の譲渡所得は課税になるのでござい

ますが、そこでこれを免れるために、土地を現物出資いたしました株式会社に、その株式の譲渡の形でもつ

て土地を売却する。株式を買いました人は株式の大部分、全部ぐらい所有するわけでございまして、土地の利用権は当然行使できるといふことで、さういった傾向が相当顕著に見られます。土地のみならず他の事業を譲渡いたす際にも、さういった形態をとるものが相当見られるのでござい

ます。そこで、有価証券の譲渡所得非課税の趣旨はさういったところではないというので、「事業又はその用に供する資産の譲渡に類似するものとして命令で定める有価証券の譲渡による所得」は非課税とされる譲渡所得に入らない、こういうふうな直そうとするものでござい

ます。その次は六ページをございまして、今提案してござい

ます有価証券取引税法の一部を改正する法律案の中にもこれと同じような趣旨が出てございまして、最近宣伝されておりますところの公社債投資信託、これが始まったのでございまして、所得税法及び有価証券取引税法は今まで株式を中心といたしまして、この投資信託を考慮してございまして、今回新しく公社債の投資信託が出ました。御存じのように、私どもの所得税法におきまして、株式を中心とする運用と考えられておりますので、それから生じますところの所得は配当所得というふうに見ることにいたしてございまして、ところが、公社債の投資信託は、御存じのように、公社債の利子からその財源がでる上、また配当控除を適用すること、公社債投資信託のようによつて企業の収益の発生段階で税金がかかっていな

それから、ずっと参りまして、十一ページをごらんになっていただきます。給与所得控除の改正でございます。これも去る十二月二十二日に国会を通過いたしましたところの昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律にもすでにその考え方は出ておりましたのでございしますが、今回の税制改正案の一環といたしまして、給与所得控除につきましては新しく一万円の基礎控除的なものを設けるという改正を行ないましたので、そのために必要な規定を改正いたしましたのが九条の第一項の第五号の改正でございます。すなわち「収入金額が四十一万円以下である場合

その次は十三ページの九条の二でございしますが、これは先ほど申しました有価証券の譲渡所得の非課税の整理に伴いまして整理いたします技術的な改正でございます。

その次に十五ページの九条の三の改

代、まあその他費用が要るわけでござ
います。そして賞金がありますと、賞
金が収入になることはもちろんであり
ますが、現在のところその競馬馬の所
有等の行為に基づく所得は、これは一
時所得であるか、あるいは継続的に毎

金利子の利子所得は、もう当然利子な
んというものは低額でございますし、
預金を所有するに伴いますところの
負債や負債の利子というふうなもの、
いわば必要な経費はないという考え
方、利子所得というものは、受取られ

「それこそで打ち切られます。しかし、わず
か一円ばかりの有配の株式が極端な例
でございませうが、その負債
は総体対応の考え方でございませうか
と、一円を突き上げますと配当所得の
損失になつて、これだけの損失を引

源泉に基づくような損と同様に、他の所得に食い込むというような解釈が行なわれていたのをごさいます。そういった考え方も正當かも知れませんが、先ほど申し上げましたように、配当所得と譲渡所得との関係から申しますと、負債の利子を全部他の所得に食い込むこと自体不自然であらう、それからまた負債の利子というものの中には家事的な負債利子もまぎれ込みますので、やはりこのあたりは常識的な規制が必要ではなからうかという事で、今回の改正は、配当所得の配当に關しますところの負債利子は配当所得を限度として他の所得には食い込まないという考え方をとつたのが九条の三の一号でございます。

その次は二十ページでございます。二十ページの第十條の六は、先ほど申し上げました事業譲渡あるいは資産の譲渡に類似するものとして非課税として非課税譲渡からはずしました有価証券の譲渡の計算の特例でございます。こういった事例は、有価証券の譲渡の際に往々見られます。相当古い時代に会社を作りました、その会社の資産の内容はたとえ土地のように相当含みを持ってある、しかもその含みの内容をよく分析してみますと、一つは戦後のインフレーション、このための貨幣価値の名目的な下落による含みの含み、もう一つは実質的な含み、この二つがあるわけでありまして、御存じのように、資産再評価法によりまして名目的な貨幣価値下落による含みの所得は排除いたしまして、六分の再評価税だけにしたのでございますが、有価証券の譲渡所得につきましては非課税規定ができて以来、有価証券の再評

価の規定はなくなっております。そこで、今回、事業譲渡あるいは資産の譲渡に類するものとして非課税からはずされまして有価証券の譲渡は、これは再評価計算と同様な計算をしないと當に当たるのではないかとすることが當然出てくるわけでございます。そこで、十條の六はそういうふうな規定を設けたのでございます。土地につきましては再評価の適用があるといいたしまして、土地の身がわりといいたしまして有価証券の譲渡につきまして再評価計算をしようというものが十條の六でございます。

その次は十一條の二でございまして、これはいわゆる専従者控除の拡充であります。今回の税制改正案の大きな柱になっている規定でございまして、御存じのように、十一條の二の規定によりまして、専従者、すなわち納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族につきましては、税納義務者が給与を払いましても、それは支払いがなかりしものと見るといふ考え方をとり、専従者に対しては、本来なら扶養控除でもって対処するというのが日本の伝統的な、社会的な制度を前提といたしまして考え方であったのでございまして。しかし、すでに現在におきましても、法人が同族従業員に給与を支払いますと、それが例外となつて家族の給与所得になり、青色申告者につきましては八万円を限度とする給与所得が認められたのでございまして。ただ、白色申告者につきましては、専従者控除はなく、扶養控除だけで控除が認められておつた、人的事情が考慮された、ということであつたのでございまして、今回、青色申告者につきましては、

十一條の二の二項にありますように、限度を引き上げます。すなわち、二十五歳未満の方につきましては八万円を九万円にし、二十五歳以上の方に引き上げましては八万円を十二万円に引き上げるといふのが、その内容でございまして。その十二万円と九万円の性格については、やはり限度はございすけれども、給与の性格を帯びたもの、従いまして、それ以下の十一万円でもよろしい。事業主が労働を評価いたしまして、この専従者の給与は十一万円といった場合には、十一万円でもよろしい。しかしながら、二十五歳以上の場合には十二万円を限度とする、こういう考え方でございまして。しかし、いかに事業の性格とはいへ、事業主に残されるところの所得が専従者に払う給与よりも少ないといふことは不合理であらうと、かように考えられますので、十一條の二の二項の二には「当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額を青色事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額」、従いまして、専従者が五人おりまして、お父さんが事業主といたしまして、お父さんの数である一を加えて六にいたしまして、事業所得、たとえば四十二万円を割ります。控除前の事業所得を割りまして七万円、その七万円を限度とする。お父さんの取り分も七万円、子供の取り分も七万円に推定する。子供の取り分が十二万円、お父さんの取り分が八万円あるいは七万円といふのは、まず個人事業主の実態から見ると若干不自然であらう。このあたりの考え方はいろいろな考え方があらうかと思ひますが、やはり親子間の労働あるいは夫婦間の労働といふものは、他人

労働と違ふ面がありはしないか。これは、ドイツにおきましても常に判例で問題となり、単純な雇用関係ではない、あるいは相続法上の関係から来ますところの相続金の前取りとか、あるいは事業利益のあらかじめの分与といったような性格がございまして、かようなものを考えますと、こういったような規制を加えておきますのが、給与所得者あるいはその他の所得者とのバランスから見ても、あるいはまた家族労働の実態から見ても適當ではないかといふ考え方でございまして。

めよう、こういった考へ方でございまして。それが十一條の二の三項の規定の改正でございまして。この改正には、同時にまた、青色申告者と同様、事業主の所得が専従者の所得よりも少ないといふのは不合理でございまして、専従者の数に一を加えた数で事業所得の金額を除したものを、これを最高限としておけることは青色申告者と同様でございまして。

その他四項、五項、六項は技術的な改正でございまして、省略させていただきます。

その次、二十六ページでございまして。二十六ページの十一條の八、これは先ほど申し上げました配偶者控除の九万円を控除するという規定の改正でございまして。

今申し上げました十二万円、九万円という専従者控除の拡充は青色申告者でございまして、今回新しく白色申告者につきましても、一律七万円の専従者控除を適用する、こういうふうな考え方をとつております。この点は青色申告者と違ひまして、家計と扶養との分離が十分ではない。従いまして、それが本来労働の対価と見られるべきかどうか、多分に疑問があるわけでございまして、先ほど申し上げました法人との権衡あるいは青色申告者とのバランス、それからまた、農業、農民を中心としたところの青色申告者として帳簿をつけるにふさわしくない、青色申告者ができ上がったのは昭和二十五年からでございまして、その後の実態を見ますと、農民にはなかなか普及しない。やはりそこには若干無理な点がありはしないか。記帳の慣習といふのはなかなか農民にはつかないといふことを考へまして、それで農民の所得の水準も考へ、白色申告者でありましても、簡単な条件のもとに家族専従者につきましては七万円の控除を認

その次は二十七ページ、十一條の九は扶養控除の規定の改正でございまして。昭和三十四年までは、御存じのように、一人目の扶養控除と、二人目・三人目と、それから四人目以降と、この三つのランクがあつたのでございまして、昭和三十四年の改正以来、一人目と二人目以降というふうに二つになりました。今回配偶者を一つ特別な控除といたしましては、年令に応じまして扶養控除の金額を改正しようといふことにいたしております。これも今回の税制改正案の大きな特色でございまして。その思想は、御存じのように、一律に扶養控除の金額をきめるということ自体、やはり扶養控除の思想が人的事情を考慮いたしましてところの生計費の差、ことに年令が長じました扶養親族を持ちます家庭におきましてところの教育費あるいは飲食費等の差を検討いたしてみますと、やはり年令に

応じまして扶養控除に差を設ける方が、より担税力の実態に即するものではないか。イギリスがこういつた考え方をとっております。そこで、その考え方をとりまして、年令十五才以上の扶養親族につきましては五万円、年令十五才未満の扶養親族につきましては三万円、こういうふうに改正し、なお、これも昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に關する法律に同じ控除がございまして、扶養親族が一人である場合には七万円、これは、控除する対象配偶者が不在の場合でございまして。たとえば、共かせぎの場合、現在、共かせぎの場合には、夫九万、妻九万、すなわち夫は分離課税で九万円の基礎控除をし、妻も分離課税で九万円の基礎控除をいたしましてともに合算をいたしません。子供に對しましては五万円の控除でございまして、この五万円の控除、普通の家庭なら、現行法では夫が九万円、妻の所得が五万円以下でございまして七万円でありまして、子供さんが三万円。ところが、共かせぎの場合は、今申し上げましたように五万円になっておりまして、この五万円は何かと申しますと、これはイギリスなどに現われておりますところの子供世話をしたいな思想でございまして、夫婦共かせぎの場合には、家庭におきまして子供の世話をする費用が要するであろう、その考え方をとりまして、普通の家庭ならば、配偶者は專門に子女の世話が出来ますから、七万円とし、扶養親族の二人目は三万円という考え方でございまして、共かせぎの場合は、夫婦ともに外におつて、子供さんは保育園に預ける、あるいは家政婦を雇うというようにに着目

いたしまして、はなはだごまかい話で恐縮でございまして、五万円にした。今度これを幾らにいたしますかというのと、第十一条の九の第一項二のイにありますように、これは七万円に上げまして、五万円を七万円に上げよう、こういうのでございまして。その他その口は共かせぎとかいろいろな場合の考え方を書いたものでございまして、基本的に今申し上げましたような考え方で、共かせぎの場合、あるいはお母さんが――老母が大学を出たむすこさんの家事を世話をしておる場合、その場合の妹の扶養親族控除をどうするか、そのあたりが今みたような思想で貫かれておるのでございまして。

その次は二十八ページの②でございまして、この二項には異常順位と申しまして子女の控除順位を變える場合の規定でございまして、これは非常に技術的でございまして省略させていただきます。

その次は二十九ページの十三条でございまして、税率もこの際改正の大きな柱といたしまして改正になっていくことは、もう御存じの通りでございまして。現行と對比いたしますと、十万円以下百分の十となつておりますのを十五万円以下百分の十、十万円をこえる金額百分の十五は十五万円超百分の十五、現在二十万円をこえる金額百分の二十となつておりますのを四十万円をこえる金額百分の二十、現在五十万円をこえる金額百分の二十五となつておりますものを七十万円をこえる金額百分の二十五、こういうふうな改正をしてございまして。税制調査会の答申は、私どもの局長が申しましたように、課税所得百八十万円までの税率の刻みを

緩和する方針でございまして、政府案におきましては課税所得七十万円までの刻みを緩和する、こういう考え方でもございまして。百万円課税所得がございまして、その他に基礎控除、扶養控除が別にございまして、総所得百万円以下程度の人はこの税率の緩和の恩恵を全部受けます。その上の人ももちろん受けますけれども、税率の改正は非常に小刻みでございまして、上になりますればなりまして、軽減割合は低い、こういった考え方を示すことは私どもの局長の申しした通りでござい

す。

その次は三十二ページでございまして、二十条でございまして、新規重要財産の製造等についての免税。先般私どもの局長の御説明の際に木村委員から御質問がありまして、新規重要財産と名称を變える趣旨いかんとのお話が出ましたが、もちろん所得税法では重要財産免税は大部分意味がない。大部分は法人税法に適用のございまして規定でございまして、ここで便宜改正の趣旨を申し上げまして、昭和三十三年に重要財産免税につきましては大幅な改正をしたのでございまして。この重要財産免税制度は大正二年ころに、おそろくわが国の経済構造あるいは産業構造の大きな変革という趣旨から、重要財産について免税をする、こういうことが各単行法、たとえば鉄鋼とかあるいは綿紡とかそういった助成法案の中に織り込まれたのがこの嚆矢だと思ひますが、長らくの制度であり、また戦争中は大きいそれが活用されたのであります。それからだんだんと経済が正常化して参りますと、この重要財産免税制度も大いに反省してもいいのではない

かということ、昭和三十三年に大幅な改正を加えました。

その趣旨は、まず第一に、重要財産免税と申しますと大抵のものが入れる。重要財産ならばどんなものでも入るよりなうに一眼感ずるわけでございまして。しかし、よく考えてみますと、やはり新規産業でその企業が採算不安定であり、しかもそれが国民経済上重要なものであるというふうに限定するのが至当ではなからうかというところで、新規重要財産免税の思想に變えたわけでございまして。従いまして、新規産業ではない、当時広く指定されておりました石炭あるいは塩、電気、これらの財産は三十三年に削除したのでございまして。そのほか免税の限度も固定資産の四割、すなわち投下資本の四割まで免税額が来たならば投下資本の回収は相当できたと思ひ、しかも一方減価償却は所得税でも法人税でも経費に算入することが認められておりますので、それらを考え合わせると、ほとんど解消していいのじやないかというふうに考えて改正を加え、免税を固定資産投資額の四割で打ち切ることにいたしました。しかも、今までの欠陥は、一ぺんそういう指定の中に入りますと、なかなか、もういいではないか、もう条件も十分熟して一人立ちできるではないかといつても、そこに種々な判断が入りまして、なかなか削除ができませんというところで、三十三年の改正におきましては、一定期限が来るならば自然にドロップするよう

に改正を加えたのであります。すなわち、それぞれの物品に指定期限を入れまして、重要財産免税の適用を受けるならば、たとえばアクリロニトリルならば、昭和三十三年から三十七年までの製造開始または増設したものであるというふうな改正を加えたのであります。その際に法文の形式で当時重要財産という名前だけは見出しの中に残したものであります。今回は一つその跡始末の意味におきまして、名前は新規重要財産免税というふうに改め、普通の重要財産という意味ではないのだということとを明らかにいたしましたのが二十条の改正でございまして。

それ以後は予定申告等におきましてこの技術的な本則の改正に依りますところの改正でございまして、税額表その他もございまして、昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に關する法律案の審議の際におきまして御説明してまいりますので、省略させていただきます。

次に六十四ページの附則でござい

ますが、大きな考え方といたしまして、この法律は三十六年四月一日から施行する、しかしながら所得税でござい

整事業を中心として行なっておりますところの商工組合及び同連合会は、酒造組合あるいは酒販組合と同様な性格でございますので、五条一項の法人に入れます。収益事業だけを課税しよう、こういう規定でございます。

その次は七十二ページの第六条の改正でございますが、これは先ほど申し上げました重要物産免稅規定の改正でございます。法人が中心でございますが、その趣旨は先ほど申し上げた通りでございます。その他は技術的な改正でございます。

七十六ページ、第九條の六、利益の配当等の益金不算入の規定でございますが、この中に繰り引けましたところの改正でございますが、これは先ほど申し上げました公社債投資信託の収益の分配の規定の改正に伴いまして、法人間の配当は御存じのように益金不算入になっております。これはもとにおきまして、源泉におきまして法人税がかかっておりますので、通り抜け団体でございます法人株主が受け取ります法人間配当は益金不算入にして、個人株主に対しては配当されたときに課税しようという考え方でございまして、証券投資信託は半分は配当所得から来、半分は譲渡所得から来という考え方でございまして、法人間配当につきまして現在では半分は益金不算入でございます。ところが、公社債投資信託は、先ほど申し上げましたように、今まで一ぺんも課税を受けず所得から来るものでございまして、普通の通り益金算入にしてよろしいというものでございまして、証券投資信託の収益の分配、利益の配当等の益金不算入の規定は適用しないようにしよう。

こういふ考え方でございます。

その次は八十二ページでございます。同族会社の特別税率、第十七條の二の改正でございますが、これはもう中小企業振興の見地から、過去においてしばしば言われた大きな税制におきまして、この要望であつたわけでございまして、これにつきまして今回根本的に検討をいたしまして、新しく再編成したものが十七條の二でございます。御存じのように、法人留保というものをどういふふうに見るか、なかなかむずかしい問題でございます。税制から見ますれば、法人留保というものは法人税だけが課税されて、本来配当されますれば個人株主の税率が適用されて、すべて個人株主において最も理想的と言われております個人所得税によって精算されるのでございまして、法人留保として留保されておりますが、法人留保としましての個人株主段階での税が回避できるということが各国でも言われ、どの国でもそういつたことに対処するための規定があるのでございまして、昭和二十五年にシャウプ勧告によりまして法人税が株主の所得税の源泉徴収といった考え方に徹底されましたときに、留保所得に對しましては特別な利子を取るという規定の改正があつたのでございまして、毎年々々利子を取ること自体どうであらうかということと同時に、非同族会社につきましては、資本市場から資本を調達いたします関係上、どうしても株主に對しましては配当を行なわざるを得ず、従ひまして利益のうちの大部分は配当に回ります。法人税と法人住民税の法人税割と事業税でその所得のほぼ半分徴収されて、これを差し引

いた後の可処分所得を目安といたしまして、その大体七割から八割は配当に回るといふ傾向が広く平均的に見られるのでございまして、そうなりますと、何もそういう経済的な自然の圧力が加えられますれば、この非同族会社に留保所得課税を置く必要はないのではないかと、昭和二十九年にはそれが廃止になつたのでございまして、しかしながら、同族会社だけはやはり経営者の意思によりまして任意に留保ができる、ことに留保しようが配当しようが、資本と

一つは配当課税との関連を考えまして、結論を得ましたのがこの改正でございます。

きまして、二百万円以下三三%、二百万円超三八%の法人税がかつた後の留保したものに對して、もし配当したとした場合の程度の所得税がかかるかといふことを検討してみたいのであります。そういたしますと、一定の給与を法人の利益から同族関係者が取るといふことを前提といたしまして計算いたしますと、その上に配当を上積み所得として乗せまして、税率を適用し、配当控除をその後に適用するのでござい

に留保しようが配当しようが、資本と資がほとんどございまして、配当の必要はないといふことは当然でございまして、そのために留保傾向はきつめて高いつたのでございまして、そういう関係で、同族会社だけに留保所得課税は残つたのでございまして、しかしながら、毎年々々利子的に取つていくこと自体は酷ではないかといふことで、一〇%—それ以前は五%の税率で毎年々々取つておることになっておりますが、昭和二十九年に一〇%で当期の留保所得から一回限り取るといふことに改められたのでございまして、しかし、この改められた後におきましても、中小法人からは資本蓄積を阻害する、ことに非同族会社は留保課税はないではないかといふことが盛んに言われたのでござい

簡単に申し上げますと、一つは非同族会社の留保傾向といふものを考え、片一方は個人所得税の負担を考えると、二面を考えたときの改正でございます。現在非同族会社といへども何がしかの留保はございまして、課税所得で申しますと、一割五、六分くらいは留保はどんな法人にも見られる。そういったと、同族会社の留保所得は特色であるといへ、やはり法人税が一ぺん所得の発生段階においてかかりまして、それから留保されたからといって、ある程度非課税留保はあつていいのではなからうかといふことを考えましたのがこれでございます。まず留保所得のうちから課税利益の一割は控除する。この課税利益の一割といふものは普通の非同族会社にも見られる留保に、等額ではございせんが、匹敵する留保であらう、こういふふう

の後に一〇%の税率を適用する。ただし、現行と同様に、留保所得が資本あるいは出資の四分の一に達するまでは課税しないという規定は現状通り置いておくといふことであります。現在では留保金額が資本または出資の四分の一、あるいは百万円をいすれか多い方に達するまでは留保所得税は取らないといふことになっておりますが、今度は五十万円の控除を入れたので、百万円を置いておく意味がなくなりました。そこで、今申し上げましたように、資本または出資の四分の一に達するまで課税しないことは依然として置いておこう、こういふふうに合理化し

よりというのが大きくなれらぬでござい
ます。

しかし、そういうふうにだんだん留
保所得課税の内容がシャープ勧告から
変貌いたしました過程を追い、今後の
あり方を考えますと、一律一〇%で適
用すること自体論理的でない。先ほど
申し上げましたように、配当課税の身
がわりとしての性格を多分に持つ留保
所得の課税でございます。そうなりま
すと、同族会社で巨額の利益をあげ、
巨額の留保をするものにつきまして一
〇%の法人税率だけでは不十分だろ
う。そこで、年三千万円以下の金額に
つきまして一〇%になっております
が、三千万円超の金額に対して百分
分の十五、年一億円をこえる金額につ
きましては百分の二十、こうした累進
税率制度を適用した方が留保所得課税
として最も合理的と考えたのでござい
ます。しかしながら、約九万件の同族会
社が現在留保課税を受け、それを納税
しておりますが、その約半分はこの今
回の控除制度の合理化によりまして非
課税になります。法人税はかかります
が、留保所得税はかかりません。これ
で増税になります会社といえますのは約
六十社ぐらいと見積もられますが、そ
の他の会社の大部分、すなわち九万の
外六十を除きました八万九千九百四
十ばかりの会社は大体軽減になる、こ
ういうふうに考えていただいているの
じゃないか、かように思うわけであり
ます。

法人税法は以上の程度の改正でござ
います。

なお、企業課税の改正といたしまし
て、税制調査会の答申にあり、また
政府の税制改正の要綱にあがつており

ますところの耐用年数の改訂は、大蔵
省令の改正によって行なわれることに
なっております。非常に技術的な設備
区分ごとの耐用年数の表示でございま
すので、それによって行なわれること
になっております。

もう一つの、資金調達の大きな手段
になっておりますところの配当課税方
式の改正は、租税特別措置法によりま
して、法人税並びに個人所得税の特例
といたしまして改正が行なわれること
になっておりますので、法人税法の改
正といたしましては十七条の二が中心
でございます。

なお、この改正規定は昭和三十六年
四月一日以後に終了する事業年度分
から適用されることになっております。

だんだん時間がなくなつて参りました
ので、その次には有価証券取引税法
の一部を改正する法律案でございま
す。八十五ページでございます。これ
も新しく証券投資信託の中に公社債投
資信託ができました。公社債投資信託
は、株式と同様な税法上の取り扱いと
なっておりますところの株式を中心と
する運用の証券投資信託とはやはり
担税力も違う。担税力が違うというこ
とは値上りの状況が違ふことといつ
ても大差はないと思ひますが、そうい
うことで、税率を社債並みにもつてい
くことが適当ではないかという考え方
でございます。そこで、現在では八十
五ページの十条にございまして、
ほつておきますと、証券業者が売買
いたしますと万分の六でございます
が、これは改正によりまして万分の一
の公社債並みにしよう。それから第二
種の、これはしろろとでございまして
われわれが公社債投資信託を売買いたし

ますとどうなるかと申しますと、現行
では万分の十五といふことになりま
す。今度は社債並みの万分の三にしま
う、こういう改正でございます。

以上で有価証券取引法改正の説明を
終りまして、次は八十六ページの通
行税法の一部を改正する法律案でござ
います。これはごたごた書いてござい
ますが、大きな趣旨だけ申し上げま
すと、現行の通行税法では旧三等、現在
の二等寝台にも二〇パーセントの通行
税がかかつております。だんだんと世
の中も安定して参りましたし、二等寝
台の大半も考えまして、二等寝台の
料金については非課税にしよう。これ
は三条でございまして、カッコ書きに
ございまして「一人一回二付千円以上ノ
モノ（限ル）」千円をこえます寝台料
金に課税するといふ考え方でございま
す。

第四条、八十七ページの四条におき
まして、通行税は、現在の方式が全部
国鉄あるいは船会社の呼称によりまし
て、船会社が一等と呼ばば一等として
課税する。御存じのように、船は一等
だけに課税し、二等、三等と区分のあ
りました場合には二等と三等とは非課
税になっておりますが、船会社の呼称
によりまして課税するといふこと自体
が、氣まぐれにも、アンバランスにも
なりますので、今度は実質によりまし
て、貨率によりまして課税する、こ
ういふ考え方でございます。すなわち、
船につきましては最低運賃の三倍以上
のものに、汽車については最低運賃の
一・五倍以上のものにこれを課税しま
うといふのが今度の四条の改正でござ
います。

以上四法案につきましても概要で
ございまして。

○委員長（大竹平八郎君） 続いて志場
税制第二課長。時間の関係もございま
すから、要領よく一つお願いいたしま
す。

○説明員（志場喜徳郎君） お手元に揮
発油税法及び地方道路税法の新旧対照
法をお配りしてございましてと思ひま
すが、ガソリンに対する消費税でござ
いまして、現在、ガソリンに対しては
揮発油税法による揮発油税と地方
道路税法によりまして地方道路税、二つ
が同時に同じところにかかれておる
のでございまして。今回の改正は、も
つぱら、その税率を現在に比較いたしま
して一割五分、多少端数はございま
すけれども、一割五分見当引き上げてい
こう、こういうことでございまして。

一ページを繰らん願ひいたしますと、現在
一キロリットルにつきまして一万九千
二百円といふものを二万二千二百円、こ
れは二千九百円上がつております。つ
いでに五ページを繰らん願ひいたしますと、
地方道路税は、現在一キロにつきまし
て三千五百円のもの五百円上げまし
て四千円にする。つまり、合計いたし
ますと、現在ガソリン一キロリットル
につきまして二万二千七百円の消費税
がかかつておるわけでありまして、こ
れを一割五分に相当する三千四百円引
き上げまして、合計二万六千四百円に
する、こういう改正でございまして。

これによりまして、これは新二兆一
千億の道路整備計画の所要財源をまか
なうための一環といたしまして引き上
げるといふことであります。五年
間を通じて見ますと、今回のガソリ
ンに対する消費税の増税額は約千七

百一十億と申します。これは軽油税を
含んでおりますが、千四百三十億、
五年間で約千四百三十億の増収をは
かろう。その内訳は、揮発油税では千
二百二十億、地方道路税では二百十
億、合計千四百三十億の増収をは
かろう、こういうものでございまして。
昭和三十六年度をとつて見ますと、
ガソリン税では百五十三億七千九百
円、地方道路税では二十六億五千百
円、合計して、ガソリンに対する消費
税といたしまして百八十億円の増収を
はかろう、こういう趣旨でございま
す。

あとは附則だけでございまして、四
月一日から施行します。

なお、附則三項にいろいろと法律が
並んでおりますが、これは今までの
例文でございまして、未納税移出であ
りますとか、輸出免税、そういうふう
な免税承認を受けて引き取つたものに
つきまして、四月一日以降条件不履行
によりまして税金を追徴します場合に
は、改正後の新税率によつて徴収する
例文でございまして。四項、五項、六項
におきましては、いわゆる手持品課税
でございまして、四月一日現在に製造
あるいは販売業者が五キロリットル以
上のガソリンを販売しようとして持
つております場合には、新旧税率の差額
につきまして課税をして徴収して参る
といふことでございまして。

地方道路税におきましては、なお、
第九条、第十条、第十一条等におきま
して、分敷が出ております。これは先
ほど申しましたように、ガソリンにつ
きましては、製造場からガソリンを引
取りますときには、地方道路税と揮
発油税を同時に徴収いたしますので、

百一十億と申します。これは軽油税を
含んでおりますが、千四百三十億、
五年間で約千四百三十億の増収をは
かろう。その内訳は、揮発油税では千
二百二十億、地方道路税では二百十
億、合計千四百三十億の増収をは
かろう、こういうものでございまして。
昭和三十六年度をとつて見ますと、
ガソリン税では百五十三億七千九百
円、地方道路税では二十六億五千百
円、合計して、ガソリンに対する消費
税といたしまして百八十億円の増収を
はかろう、こういう趣旨でございま
す。

金額が納付されればよろしいのでござ
いますけれども、一部分の納付がある
というふうな場合におきましては、ど
の税にどう充てるかという問題がある
わけでございます。これを、ですから、
今回の税率は、先ほど申しましたよう
に、一キロリットルにつきまして二万
六千五百円になりますので、この二百六
十一というものを分母にいたしまして
、そのうちの四十がつまり四千円に
当たりまして、これが地方道路税分
になり、残り二万二千五百円というの
がつまり二百二十一に当たりまして、ガ
ソリン税としてそれぞれ収入を区分し
て参る、こういうことでございます。従
来の分数を今回の新税率によりまして
はじき直したというだけのことござ
います。

改正法の地方道路税におきます附
則も、全くガソリン税の場合と同様の
趣旨の規定が置いてある、こういうこ
とでございます。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をやめ
て。

〔速記中止〕
○委員長(大竹平八郎君) 速記を起こ
して。

ただいまの補足説明に対する質疑は
後日に譲りまして、本日はこれにて散
会いたします。

午前十一時五十九分散会

二月二十八日本委員会に左の案件を付
託された。

一、産業投資特別会計法の一部を改
正する法律案(予備審査のための
付託は二月一日)

二月二十八日予備審査のため、本委員

会に左の案件を付託された。
一、郵便貯金特別会計法の一部を改
正する法律案

郵便貯金特別会計法の一部を改正
する法律案

郵便貯金特別会計法の一部を改正
する法律案

郵便貯金特別会計法(昭和二十六
年法律第百三十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第五十二条第十四条第二項但書を
「第十二条の二第二項又は第十四条第
二項ただし書に、第十四条第
二項を「第十二条の二第二項又は
第十四条第二項ただし書の規定によ
る借入金及び同条第二項の規定による
一時借入金」に改める。

第十六条中「第十四条第一項の規
定による一時借入金の利息並びに同
条第二項但書の規定による借入金の
償還金及び」を第十二条の二第一項
又は第十四条第二項ただし書の規定
による借入金の償還金及び利息並び
に同条第一項の規定による一時借入
金の」に改める。

附則中第二項及び第三項を削り、
第四項以下を二項ずつ繰り上げる。

附則
一 この法律は、公布の日から施行
する。

二 資金運用部特別会計法(昭和二
十六年法律第百一十一号)の一部を次
のように改正する。

附則中第六項及び第七項を削
り、第八項を第六項とする。

改正後の郵便貯金特別会計法及
び資金運用部特別会計法の規定
は、昭和三十六年度の予算から適
用し、昭和三十五年度以前の年度
の予算については、なお従前の例
による。

三月一日予備審査のため、本委員会に
左の案件を付託された。

一、農業近代化助成資金の設置に関
する法律案
二、資金運用部資金法の一部を改正
する法律案
三、農業近代化助成資金の設置に関
する法律案

第十五条中「前条第一項及び第二
項但書の規定による一時借入金及び
借入金」を「第十二条の二第二項又
は前条第二項ただし書の規定による
借入金及び同条第二項の規定による
一時借入金」に改める。

第十六条中「第十四条第一項の規
定による一時借入金の利息並びに同
条第二項但書の規定による借入金の
償還金及び」を第十二条の二第一項
又は第十四条第二項ただし書の規定
による借入金の償還金及び利息並び
に同条第一項の規定による一時借入
金の」に改める。

附則中第二項及び第三項を削り、
第四項以下を二項ずつ繰り上げる。

附則
一 この法律は、公布の日から施行
する。

二 資金運用部特別会計法(昭和二
十六年法律第百一十一号)の一部を次
のように改正する。

附則中第六項及び第七項を削
り、第八項を第六項とする。

改正後の郵便貯金特別会計法及
び資金運用部特別会計法の規定
は、昭和三十六年度の予算から適
用し、昭和三十五年度以前の年度
の予算については、なお従前の例
による。

三月一日予備審査のため、本委員会に
左の案件を付託された。

一、農業近代化助成資金の設置に関
する法律案
二、資金運用部資金法の一部を改正
する法律案
三、農業近代化助成資金の設置に関
する法律案

農業近代化助成資金の設置に関
する法律案

農業近代化助成資金の設置に関
する法律案

農業近代化助成資金の設置に関
する法律案

農業近代化助成資金の設置に関
する法律案

農業近代化助成資金の設置に関
する法律

(資金の設置)
第一条 農業近代化資金助成法(昭
和三十六年法律第 号)の規
定に基づき、農業近代化資金の融
通につき都道府県が利子補給を行
なうに要する経費を補助するた
めに必要な財源を確保するため、
農業近代化助成資金(以下「資金」
という)を設置する。

(資金の所屬及び管理)
第二条 資金は、一般会計の所屬と
し、農林大臣が、法令の定めると
ころに従い、管理する。

(資金への繰入れ)
第三条 政府は、予算の定めるところ
により、一般会計から、資金に
繰入れをすることが出来る。

(資金に充てる財源)
第四条 資金は、前条の規定による
繰入金及び次条第一項の規定によ
り預託した場合に生ずる利子をも
つて充てて。

(資金の預託)
第五条 資金に属する現金は、資金
運用部に預託することが出来る。

2 前項の規定により預託した場合
に生ずる利子は、資金に編入する
ものとする。

(資金の使用)
第六条 資金は、農業近代化資金助
成法第三条の規定により都道府県
に対し補助するために必要な経費
の財源に充てる場合に限り、予算
の定めるところにより、使用する
ことが出来る。

(資金の経理)
第七条 資金の受払いは、歳入歳出

外とし、その経理に関し必要な事
項は、政令で定める。

(資金の増減及び現在額計算書)
第八条 農林大臣は、資金の毎会計
年度間における増減及び毎会計年
度末における現在額の計算書を作
成し、翌年度の七月三十一日まで
に、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、財政法(昭和二十二年
法律第三十四号)第三十九条の規
定により歳入歳出決算を会計検査
院に送付する場合においては、こ
れに前項の計算書を添附しなけれ
ばならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項
の規定により歳入歳出決算を国会
に提出する場合においては、これ
に第一項の計算書を添附しなけれ
ばならない。

附則
一 この法律は、公布の日から施行
する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法
律第百五十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第八条第一項第十四号の二の次
に次の一号を加える。

十四の三 農業近代化助成資金
を管理すること。

資金運用部資金法の一部を改正す
る法律案

資金運用部資金法の一部を改正す
る法律案

資金運用部資金法(昭和二十六年
法律第百号)の一部を次のように改
正する。

第八条(見出しを含む)中「資金

九

昭和三十六年三月二日【参議院】

大蔵委員会会議録第八号

第五節

九

運用部資金運用審議会」を「資金運用審議会」に改める。

第十條第一項から第三項までを次のように改める。

審議会は、委員七人以内で組織する。

2 審議会の委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一條を次のように改める。

(審議会の会長)

第十一條 審議会の会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を代理する。

第十一條の次に次の一條を加える。

(専門委員)

第十一條の二 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員の任期は、二年とする。ただし、その者に係る専門の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第十二條に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、大蔵大臣が審議会の意見を聞いて定めるところにより、その資金運用計画

昭和三十六年三月七日印刷

昭和三十六年三月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

を別途別に分類し、これを年金資金等(厚生保険特別会計の年金勘定、船員保険特別会計又は国民年金特別会計の国民年金勘定から預託された資金及び国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百十八号)第十九条第二項の規定により預託された資金をいう。以下次条において同じ。)に係るものとその他の資金に係るものとに区分した表を、当該計画に関する書類に添附して提出しなければならない。

第十三條に次の一項を加える。

3 第一項の報告書には、前項に定めるもののほか、前条第二項の分類及び区分に応じて資金運用部資金の運用状況をとりまとめ、年金資金等に係る使途別の運用状況を特に明らかにした表を添附しなければならない。

附則
1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 改正後の資金運用部資金法(以下「法」という。)第十三條の規定は、昭和三十六年度以後の資金運用部資金の運用に係るものについて適用し、昭和三十五年度の資金運用部資金の運用に係るものについては、なお従前の例による。

3 資金運用部預託金利率の特例に関する法律(昭和二十七年法律第五十二号)は、廃止する。

4 資金運用部預託金で契約上の預託期間(以下「約定期間」という。)が七年以上のものに対しては、法第四條第三項の規定にかかわらず、同項第六号の規定による利子

を附するほか、昭和三十六年度以後当分の間、大蔵大臣が資金運用審議会の意見を聞いて定めるところにより、特別の利子を附する。ただし、約定期間満了前に払戻しをしたものに対しては、この限りでない。

5 前項の規定により附する利子は、約定期間の満了の日のはか、毎年三月三十一日及び九月三十日に、当該預託金の経過預託期間に応じた日割計算により支払うものとする。

6 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第八條の規定により昭和三十五年度以後に資金運用部に預託された資金(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三條第六項の規定による預託金となつたものを含む。以下この項において「預託金」という。)で、預託されていた期間が一年以上七年未満のものに払戻しをする日において、簡易生命保険及郵便年金特別会計法第八條の規定により当該年度分の余裕金として現に預託されている資金(約定期間が一年未満のものを除く。)の額が、当該年度において同日前に払戻しをした預託金(約定期間が一年未満のものを除く。)の合計額をこえる場合には、当該払戻しをする預託金のうちそのこえる額に達するまでのものに対しては、法第四條第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定による利子を附するほか、昭和三十六年度以後当分の間、次に掲げる利率により利子を附する。

一 当該預託金が法第四條第三項第三号から第五号までの規定により利子を附するものであるときは、これらの規定に掲げる利率と同項第六号に掲げる利率との差に相当する利率

二 当該預託金が法第四條第四項第三号から第五号までの規定により利子を附するものであるときは、その預託されていた期間を約定期間とみなして前号の規定に準じて算出した利率

7 前項各号の規定による利子は、これに係る預託金の払戻しをする日に、当該預託金の経過預託期間に応じた日割計算により支払うものとする。

8 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中「資金運用部資金運用審議会」を「資金運用審議会」に改める。

9 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を次のように改正する。

第四條の見出し及び同条第一項中「資金運用部資金運用審議会」を「資金運用審議会」に改める。